

「障害を理由とした差別に関する 相談事例集」について

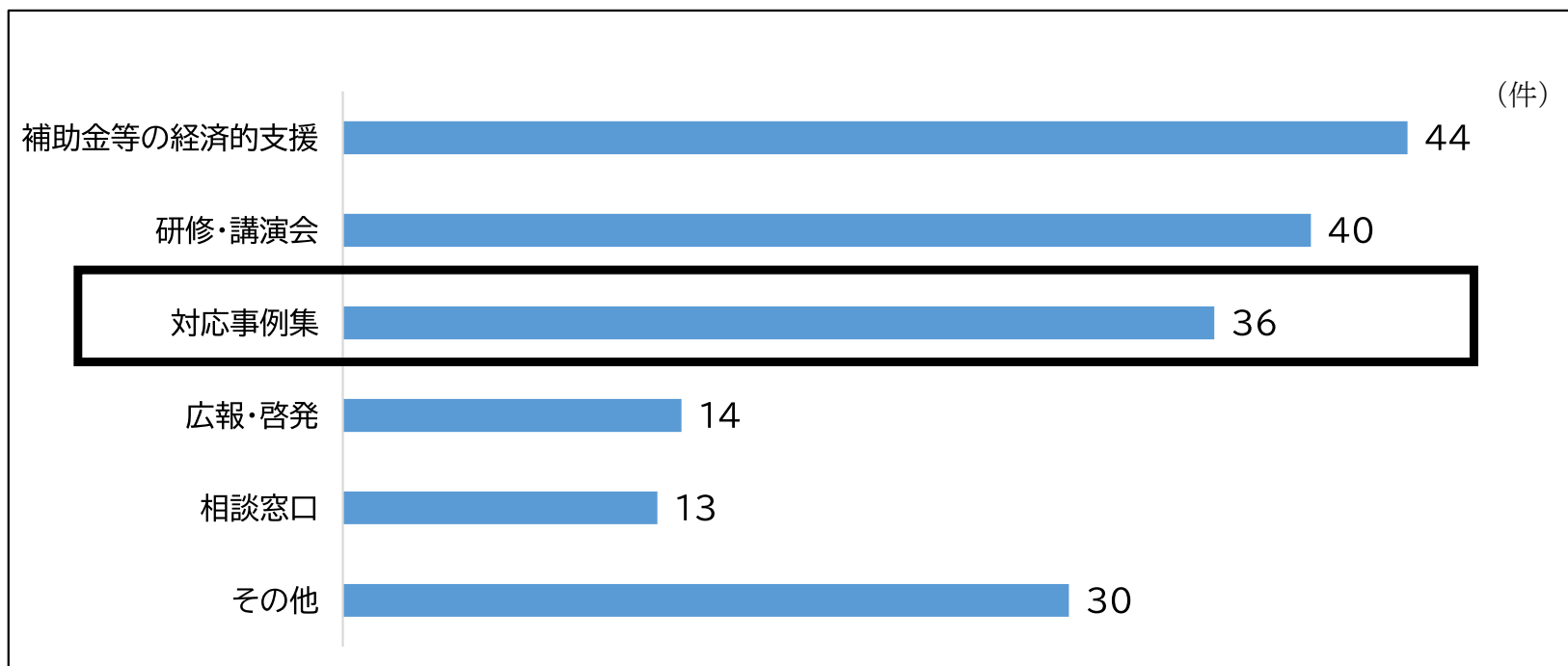
健康福祉局障害福祉部障害福祉課

作成の経緯①

令和4年度に事業者に対し行ったアンケート調査において、対応事例集を求める声が多くあった。

問 事業者の合理的配慮の提供の義務化に向けて本市に期待する取組は何か。
(自由記述、複数回答)

対象:1,205社(回答数379、回収率31%)



作成の経緯②

合理的配慮の提供事例を紹介する市政出前講座が、受講者から好評を得ている。

令和5年度受講者アンケートの結果

問 講座を受けていかがでしたか

(回答数計144件)

とても有意義であった	73件(50.7%)
有意義であった	64件(44.4%)

} 137件(95.1%)



事業者の理解を深めるためには、事例の紹介が効果的であることから、相談事例集を作成する。

相談事例の掲載形式

国や他自治体において、既に作成されている事例集を調べたところ、その構成には大きく2つのパターンがあることが分かった。

- ① 一問一答形式で「合理的配慮の提供に係る申出」+「提供例」
(例:内閣府)
- ② 「相談内容」+「対応結果」+「対応の際の着眼点」
(例:東京都、茨城県)

本市では、①のパターンは内閣府作成の事例集を活用できることから、②を参考に、相談内容とその対応結果に加え、対応の際の着眼点を記載した事例集を作成する。

全体構成

法の内容を
知る

第1章

- ・ 障害者差別解消法とは
- ・ 「不当な差別的取扱い」・「合理的配慮の提供」検討プロセス

〔 法の目的や内容を分かりやすく説明するとともに、実際に事業者が対応を検討する際に活用できる検討プロセスを掲載 〕

対応の
ポイントを
押さえる

第2章

- ・ 相談事例1～7

〔 相談内容とその対応結果に加え、事業者が様々な事例について対応を検討する際の参考となるよう着眼点を掲載 〕

困ったときに
参考にする

裏表紙

- ・ 国のホームページや事例集等の資料のURL
- ・ 広島市の相談窓口

今後のスケジュール

令和7年2月

協議会の意見を踏まえて事例集（案）を修正

令和7年4月

本市ホームページや広島市障害者支援情報提供サイト
（マーガレットサイト）へ掲載

市政出前講座等での配付開始